



ロイヤリティ等無形資産関連費用を支払う場合の 輸入関税課税価格計算の留意事項

営利事業者が国際貿易取引に従事する形態は多様であり、物品輸入のほか、経営に必要な国外企業の商標、製造工程技術又は業務経営指導等に関連する無形資産関連費用を支払うことがあります。国税局は営利事業所得税の税務調査において、営利事業者の受ける便益を超えた無形資産関連費用の支払が行われていないことを確認するため、営利事業者に対し無形資産関連費用の金額の合理性を証明するための補足説明を求めることが多くなっています。

関務署(税関)は最近、国税局から資料の提供を受け、多額の無形資産関連費用を支払い、かつ物品輸入を頻繁に行っている営利事業者に対し、関税申告時の課税価格への当該費用の算入の有無を審査しています。関税法第29条によると、関税の徴収について一般的に輸入物品の大部分は従価税で徴収され、その課税価格は当該輸入物品の取引価格を計算の基礎とします。また輸入物品の実際に支払った、又は支払うべき価格には運賃、保険料、買手が負担するロイヤリティ、コミッション、手数料等を含みます。実務上、無形資産取引のロイヤリティの大部分は営業収益の一定比率により計算し、収益が確定した後に発生します。物品輸入通関時に最も見過ごされやすいため、次の関税法関連のロイヤリティの定義及び関務署の説明をご参照ください。

関税法施行細則第12条

本法第29条第3項第1号に規定するコミッションは、買手はその代理業者に支払う当該輸入物品の国外購買に係る報酬を含まない。

本法第29条第3項第3号に規定するロイヤリティ及び報酬とは、特許権、商標権、著作権及びその他立法が保護する知的財産権を取得するために支払う輸入物品に係る代金をいう。但し、国内で輸入物品を複製する権利を取得するために支払う費用を含まない。

関務署が参照する世界税関機構関税評価技術委員会の検討事例

一、ロイヤリティを課税価格に算入すべき事例：

輸入業者が国外で特許を利用して製造された機器を購入した際、売手が別途特許ロイヤリティを第三者の特許権者に支払うよう輸入業者に要求した場合、輸入業者が売手に支払う物品代金には当該ロイヤリティ費用が含まれていないものの、輸入業者が支払う特許ロイヤリティは評価対象物品と関係があり、かつ当該物品の輸入取引条件である。したがって、輸入物品の課税価格に第三者に支払う特許ロイヤリティを加算しなければならない。

二、ロイヤリティを課税価格に算入すべきでない事例：

あるメーカーが国外製造業者から機器1台を購入し、それを使用して製品を生産する。当該機器の操作において製造特許が必要なため、当該メーカーは別契約により特許権者にロイヤリティを支払い、当該製造特許を使用する。当該メーカーは当該機器の使用において製造特許のロイヤリティを支払っているが、当該支払は機器を輸入するための取引条件ではないため、当該特許ロイヤリティを輸入機器の関税課税価格に算入する必要はないと関務署は説明している。

い限り、申請者に通知書が発行された日から最長3年間有効です。これにより、営利事業者が仕入原価の計算についてより網羅性のある評価が可能となり、将来の税関による審査による追徴課税リスクを軽減することができると考えられます。

作者

税務投資部

副営運長 **林棠妮**

パートナー **黄彦寶**

副総経理 **沈欣穎**

KPMGの見解

営利事業者が国外企業の商標を使用し、又は国外企業から技術及び経営指導を受け、発生する便益に対して、営業収益の一定比率に基づくロイヤリティの支払いを要求されることが多く、特に多国籍企業グループの会社でよく見受けられます。多国籍企業グループの会社が従事する関係会社間取引のグループ全体の税負担をより合理的に反映するために、ロイヤリティ計算方針を制定する際、営利事業所得額の試算に加え、同時に関税関連の税負担コストの評価も行う必要があると考えられます。

ロイヤリティを課税価格に算入すべきか否かは、個々の状況に応じて判断する必要があり、一般には授權協議書、販売契約書又は取引条件等の要素から多方面にわたり評価する必要があります。営利事業者は自らロイヤリティ等の費用と輸入物品との関連性を確認して法に基づく申告を行う、又は輸入物品と関係のない費用の場合は、それを説明する合理性のある資料を準備する必要があります。そのほか、物品の輸入前に税関に事前審査を申請し、輸入物品の実際に支払うべき費用の関税法関連規定への該当の有無の評価を受けることが出来ます。事前審査の評価結果は、取引が変更されな



KPMG Taiwan Network

台北事務所

主要聯絡人

台北市 110615 信義區
信義路 5 段 7 號 68 樓

T +886 2 8101 6666 (代表)

F +886 2 8101 6667

新竹事務所

新竹市 300091 東區
科學園區展業一路 11 號

T +886 3 579 9955

F +886 3 563 2277

台南事務所

台南市 700002 中西區
民生路 2 段 279 號 16 樓

T +886 6 211 9988

F +886 6 6229 3326

台中事務所

台中市 407059 西屯區
文心路二段 201 號 7 樓

T +886 4 2415 9168

F +886 4 2259 0196

高雄事務所

高雄市 801647 前金區
中正四路 211 號 12 樓の6

T +886 7 213 0888

F +886 7 271 3721

Contact us

Partner

李 宗霖

Partner

T +886 2 8101 6666 內線:02337

E johnnylee@kpmg.com.tw

陳 彥富

Partner

T +886 2 8101 6666 內線:02909

E byronchen@kpmg.com.tw

柯 有聰

Partner

T +886 2 8101 6666 內線:16592

E jasonko1@kpmg.com.tw

林 琇宜

Partner

T +886 2 8101 6666 內線:02587

E slin1@kpmg.com.tw

友野 浩司

Partner

T +886 2 8101 6666 內線:06195

E kojitomon@kpmg.com.tw

記帳部門

記帳代行、個人所得稅、給与計算等

蔡 文惠

Partner

T +886 2 8101 6666 內線:00584

E etsai@kpmg.com.tw

登記部門

会社設立、VISA申請

李 美儀

協理

T +886 2 8101 6666 內線:02340

E migilee@kpmg.com.tw

日本人顧問

坂本 幸寬

T +886 2 8101 6666 內線:19065

E yukihirosakamoto1@kpmg.com.tw

平野 健史

T +886 2 8101 6666 內線:19794

E thirano1@kpmg.com.tw

kpmg.com/tw/jp

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavor to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

© 2024 KPMG, a Taiwan partnership and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Document Classification: KPMG Public

発行責任者：陳彥富統括 / KPMG台湾

